

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和2年12月4日 午前10時41分 開 会

出席委員

委員長	古橋智樹
副委員長	佐藤文雄
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	久松公生

欠席委員

なし

出席説明者

建設部長	石塚洋二
道路課長	羽成英明
上下水道課長	鈴木仁志
都市整備課長	大久保昌明
開発指導室長	古川聡

出席書記名

議会事務局	青山哲士
-------	------

議 事 日 程

令和2年12月4日（金曜日）午前10時41分 開 会

開 会 午前10時41分

○古橋智樹委員長

お疲れさまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局青山主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、本日、本委員会に付託されました議案第68号ないし議案第72号の審査に当たり、これより現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

ここで、現地調査のため暫時休憩いたします。 [午前10時42分]

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

現地調査、大変お疲れさまでございました。

それでは、議案第68号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんでしょうか。

○建設部長（石塚洋二君）

現地確認、ありがとうございます。

調査頂きました5議案につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、議案68号について補足説明はよろしかったですね。

質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この市道8の1911号線と、もう1つの8の1912号線という、もう1つの議案は関連しているということなんですよね。

○道路課長（羽成英明君）

関連しております。

○佐藤文雄委員

関連している理由というのは、この地番というか、この地域というか、地域に将来、物流の会社、企業が誘致というか設置される予定だというふうに現地で聞いたんですが、これは事実なんですか。

○道路課長（羽成英明君）

こちらの道路につきましては、実際、申請主としては不動産の関係の業者なんですけれども、その業者なんです、その業者が、都市計画の、建築できる、建物を造ることができる要件として、流通事業施設ということであれば、そのエリアの中でも、市街化調整区域の中でも建てられるということなので、それらを想定した上での用地の取得であったり、広報の仕方というようなことで聞いております。

○佐藤文雄委員

じゃ、実際には、不動産会社がここの買収というか、廃止、路線の廃止というのが求められているとか、申請されたということですか。

○道路課長（羽成英明君）

所有者としては、この不動産会社さんの所有地になって、今回見ていただいた道路の周り一帯については、その不動産会社さんの所有地というものです。

○古橋智樹委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、本件の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本会は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんでしょうか。

○建設部長（石塚洋二君）

内容につきましては、議案第 68 号等と同じ箇所ということになります。

よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんでしょうか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 70 号につきまして、現地説明のとおりです。

よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

一旦説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

現地拝見させていただきました。

現況を見ると、市道の上に建物がかかっているような状況が見受けられるんですけども、これはどういふ状況なのか、説明をいただきたいというふうに思います。

○古橋智樹委員長

それは道路課からでよろしいですか。

○道路課長（羽成英明君）

本路線につきましては、所有者の方の申請としては 2 人分ございまして、1 件の方がヨシダさんという方で、もう 1 件の方がトミザワさんという方でございました。

先ほど、議案がかかっている分については、トミザワさんという方の部分の建物というような内容になっております。

そちらにつきましては、敷地、道路敷の事前協議の申請の中では、祖父の代に既に建物が建っていて、60 年以上たっているというような申請がございまして、その内容について、都市整備課さんの確認をしていく代理人の方と都市整備課さんで協議をしていた中で、建築上、都市計画上の問題があるということですので、そちらで指導をいただいた上で、廃道を申請することになったというような経過を聞いております。

以上です。

○矢口龍人委員

それでは、その都市計画で、どういった経緯で今回の事案が発生したのか、ご説明いただけますか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

詳細につきましては、開発指導室の古川室長が今日出席しておりますので、室長から説明させていただきます。

○開発指導室長（古川 聡君）

今回、こちらの越境してしまっている建物について、時系列でご説明をさせていただきますと、まず、

こちらで把握している状況としまして、昭和40年にはもう建物が建っている状態となります。

この昭和40年というのは、都市計画法の線引き、昭和46年の3月15日時点での建物ということなので、都市計画法上の手続は、これと違って必要なくなります。

その後、建築物を建てるに当たりましては、建築確認申請が必要になってくるだけなんですけれども、その手続を平成4年にトミザワ様のほうでいただいております。

その時の敷地の形状としましては、道路を含まない土地で確認申請を提出されています。

その後、このたび建築物が竣工したということで、この建築物を登記する段階で、この道路の上に建物が建ってしまったという状況が確認されたのかと推測されます。

今後の手続としましては、その道路に越境してしまっている、自分の敷地が確認申請の時と現況が変わってしまっているということになりますので、都市計画法上の敷地の拡張の手続として、新たな許可を取得していただくという流れになってきます。

以上です。

○矢口龍人委員

確認申請と現地が違うということなわけで、まず、その時点で違法的、法的ではないというように感じるのですけれども、それで既にもう30年からたっている、30年たっていますよね。平成4年という、30年たっていますよね。

そういう状態で竣工したから、それに払下げしてくれという話なわけですか。

ちょっと、よく私理解できないんですけれども、そういうことが実際あり得ることなんですか。

法的に問題ないんですか、それは。

○開発指導室長（古川 聡君）

確認申請は建築基準法の取扱いになってくるので、かすみがうら市ではまだ、建築基準法の所管、権限を得ておりませんので、推測としてお話をさせていただきますと、確認申請では提出がされてから、今回、竣工までの間、確認申請の検査機関であります茨城県で、中間検査等特に行われなかったのかなということは推測されます。

このたび、建物が竣工しまして、建物登記をするに当たって初めてこれが発覚したのかなということが推測されると思われま。

○矢口龍人委員

じゃ、室長、そうならば、県の建築指導課はどういう見解なんですか。

○開発指導室長（古川 聡君）

まだ、県には確認はとっていない状態です。

○矢口龍人委員

じゃ、本来であれば、建築確認と現地が違うのであれば、まず是正してもらおうというのが、これは流れだと思っただよ。

それを、市で、その指導をしてくれというのは、全く筋違いじゃないかなと思っただけけれども、まず、そういった順序があると思っただよ。その順序としてはどうなんですか、法的にこう、行く場合に。

私ちょっと分からない、専門じゃないから分からないんですけれども、こういうやり方というのが正式なやり方なんですか。

○道路課長（羽成英明君）

道路の廃道につきましては、申請があった物件で、現在使われていない未供用道路であることから議案として提出させていただいたというところがございますので、建築については都市整備課さんの見解

のとおりかと思えます。

○佐藤文雄委員

今、矢口委員が言ったように、県の建築指導課ですか、そちらの実際、違っていたわけでしょ、最初の建築の申請の中身と、実際にできているのが。最近できたわけでしょ、建物が。

そこで初めて、道路に引っかけられているというのが分かって、もう既に廃道されている、未使用の道路なんで、その分を譲ってくれということで、道路課とか建設課に行ったと思うんですよ。

だから、今、矢口委員が言っているのは、県の指導課としてはどういう見解を持っているかと。そうしたら、それは確認していませんということだから、それは確認しないとおかしいんじゃないでしょうかね。

そうすると、何かもう、勝手に造って、最初の申請と違う建物ができていて、未使用の供用していない道路であったとしても、そこに建てたということ自体は違法だということになるわけでしょ。

だから、そこをちゃんと整合性がとれるように、県の建築指導課との調整というか意見を求めて、やはり一定程度の理論づけとか、法的な根拠づけをしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

そうしないと、今度は道路課の道路が、廃道をこう要請されたんで、はいどうぞというわけにいかないでしょということなんだよね。

何か、そういう経過を全く無視して、はい、廃道にしてくださいと、勝手に買収していいですよというわけにいかないんじゃないかということなんですよ。

どうですか、そういうところ、整理していただかないと、やはり問題なんじゃないかなということだと思うんですよ。

○古橋智樹委員長

まず、建築確認ですけれども、中間検査が本来あるべきだったという必要性、その法定検査なのかということ、それから、茨城県の責任がまだあるということについて、まず、都市整備課でお答えいただけますか。

○開発指導室長（古川 聡君）

この中間検査の法的な必要性なんですけど、そこまでは、こちらでも把握できないので、今後確認させていただこうかと思えます。

あと、ここの建築指導課、県との調整についても、早急に行っていきたいと思えます。

○古橋智樹委員長

それから、羽成課長、もう1点、確認の意味も、私からのも含めて、今回の廃道の申請の要件とか条件、それは法律的には、そういった建築法的にとか、そういう要素は整備されていないから、たまたまそういうものではないから今回上程したということの説明をいただけますか。

○道路課長（羽成英明君）

今回の廃道の件につきましては、実際の廃止の要件としては合致していることから、廃道として提案させていただいたということ。

道路だけの廃道については、要件としては満たしているということです。

○古橋智樹委員長

分かりました。

佐藤さん、いいですか。今ので。

○矢口龍人委員

それと、あと、課税の関係をどうなっているか、その辺もちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○古橋智樹委員長

税額には答えられないよ。

○矢口龍人委員

じゃ、それも、後でもう一回。

○古橋智樹委員長

後で、じゃ、担当課と確認して、そういうことで答弁できますか。

○道路課長（羽成英明君）

建物につきましては、建物の所有者が誰かというところの観点から、建物については令和元年の新築ということで、課税台帳には記載されているようなことなので、課税としてはされているのかなと思います。

○古橋智樹委員長

じゃ、ちょっと暫時休憩します。 [午後 2時11分]

○古橋智樹委員長

では、再開いたします。 [午後 2時19分]

そのほか、質疑等ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

今の議論の中で、やはり申請された方の最初の建築の図ですか、あれは、それが実際には、当初は道路から離れていた。

ところが、実際に建ってあったのが道路に重なっている、そのものに、この道路の買収をお願いしているということから言うと、非常に筋違いだと。

本来であれば、その未使用の道路をまず買収した上で、建築確認をして、正式な建物を建てるというのが本来の流れなんじゃないかと。

ところが、そういう点についても、県の建築指導課が、何かよく確認されていないということなので、やはりこの建築確認の問題と、その流れというか、法的な手続も含めて、しっかりと確認取った上でやらなければ、これは承認できないんじゃないかなというふうに思っておりますので、私は今回の議案については反対せざるを得ないということにしたいと思います。

○古橋智樹委員長

そのほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立なしでございます。

よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 71 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 71 号、現地説明のとおりとなります。

ご審議のほどよろしく願います。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 71 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 72 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 72 号、現地説明のとおり、ご審議のほどよろしく願います。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ここで建設部長より発言の申出がありますので、発言を許します。

暫時休憩します。 [午後 2時23分]

○古橋智樹委員長

再開いたします。 [午後 2時25分]

○建設部長（石塚洋二君）

お忙しい中、お時間をいただきありがとうございます。

かねてよりご心配をいただき、対策を検討しておりました千代田地区市街化区域における雨水排水対策の中で、特に懸案でありました旧岩城そば周辺の雨水冠水対策の方向性が見いだされましたので、情報を提供させていただきたいと思っております。

説明は上下水道課鈴木課長からさせていただきます。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

上下水道課の鈴木です。よろしく申し上げます。

下水道事業において旧岩城そば周辺の雨水冠水対策についての情報提供でございます。

今年度は、台風の直撃もなく、冠水等の発生はありませんでしたが、これまでの経緯を踏まえ、旧岩城そば裏周辺の冠水対策として、昨年度の雨水冠水対策調査結果、調整池の整備が、期間、費用対効果等も有効であると示されたことから、事業化を目指しております。

内容としては、稲吉ふれあい公園周辺で、資料にありますピンクのエリア、12.68ヘクタールの雨水集積能力を持つ調整池を整備し、冠水対策を推進していきたいと考えております。

これにより、エリア周辺の冠水にも対応し、併せて下流部への流入量を減らすことが可能になり、雨水幹線の負担軽減される効果が見込まれます。

現時点での構想では、掘込式で堰堤を築き、全体を芝張りして、通常時は周辺住民が利用できる場として有効利用をできるようになればと考えているところです。

整備に先立ち、まずは地権者の協力意向が前提となりますので、これから地権者と交渉を行い、調整池整備を推進していきたいと考えております。

なお、用地費・整備費等については、防災安全交付金の活用を予定しております。

スケジュール案としましては、令和元年度に事業計画への位置づけ、令和4年度に補助申請、用地買収、実施設計、令和5年度に工事着手を見込んでおります。

以上、冠水対策の情報を提供させていただきます。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この面積の排水を処理する能力というのは、どの程度の面積で、容量はどのぐらい必要なんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

先日の調査結果におきましては、50センチの深さで約1ヘクタールという結果報告なんですけど、現地
の状況はこれから実施設計入ってくるわけなんですけど、深さを深く掘れば、面積も小さくなるし、具
体的な内容についてはこれからということで、あくまでも事業化を目指すという内容でご説明させてい
たきました。

○矢口龍人委員

そうすると、1ヘクタールで50センチというと、500トンということでしょう。500立方でしょう。1万
掛ける0.5だから5,000トンだよ。

そうすると、これから用地買収とか何か、そういう部分まで入ると言うんだけど、中学校の用地
があるでしょう。今、新しく体育館建てようというね。あそこの用地を、隣接してうまくこう、学校敷地
も組み入れて、こうやったら、雨水対策もできるんじゃないかと思うんだけど、特に防災体育館に
なるという触れ込みでやっているようだから、なおさらそういう部分でも、あの土地を有効利用したら
どうかなという提案なんですけれども、もしお考えあれば。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

調整池につきましては、できるだけ上流、雨水幹線の上流に設置することによって、下流側の影響、
負担が軽減されるということもありますので、今現在、我々としては、旧岩城そば周辺の上流の部
分に対して対策を練ることによって、さらに下流が軽減されるということで、この辺を設定したいと思
っているところです。

○矢口龍人委員

そうすると、市街化区域のど真ん中に、そういう調整能力のあるような敷地を確保してやろうとい
うことなんですか。

大変な予算が、莫大になると、必要とすると思うんで、そういう考え方なんですか。

できれば、調整区域なんかで、やはり土地の安いところで処理場を造るというのが、私は原則なんじ
ゃないかと思うんだけど、わざわざ一等地にそういうことするんだというよりも、複合施設を
建てるというほうがよほどいいと思うんだけど、そういう考えなんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

先ほども説明させていただいたんですが、旧岩城そば周辺が、どうしても冠水がひどいということで、
管路、雨水管、ボックスをこう入れて整備していくよりも、期間的にも費用的にも一番効果があるとい
うふうに考えており、調整池を上流側につけて、設置していきたいということでございます。

○古橋智樹委員長

いいですか、副委員長。

○佐藤文雄副委員長

交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員

この図面の9.54ヘクタールの下半分なんですけど、私の、昔から地元勘としては、南半分はこのフル
ーツ公園通りと、石塚部長は分かるか分からないですけども、そちらの用水路に向かって、北から南に
下って流れていたんですけども、この黄緑色で引いている用水路を考えるのであれば、もうちょっと
その14.78と書かれてある、その辺の畑辺りを活用するイメージでやってもらって、ここはそもそも湿

地帯というか低いところですし、高圧線も上に通っているし、なぜこの9.54の、こんな 逆井8区のほうまで、さくら保育所の跡地を活用を考えたのか分からないんですけども、また、それこそ地代払うんだったら、そういう畑で検討したほうが効率いいかと思うんですが、まず、これがなぜこんな逆井8区の働く女性の家の近くまでなっているのか、グラウンドの高さですか、その辺りの説明も含めていただきたいんですけども。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

この9.54、全部で12.68につきましては、昨年度の調査結果により調整池を上流側に設置した場合には、このエリアが集水できるというエリアの範囲でございます。

設置につきましては、現在、黄色で線入っているかと思うんですが、幹線、できるだけ幹線に沿っている場所にしたいと思っております。

14.78と先ほど委員長がおっしゃっていたところの周辺で、設置はしていきたいと思いますが、これから地権者への交渉ということになりますので、あくまでもふれあい公園周辺ということで説明させていただきました。

以上です。

○古橋智樹委員

すると、そのグラウンドの高さとしては、このさくら保育所の辺りが高くて、北側に下っているということですかね。

私の昔の記憶だと、9.54と書いてある辺りから、南に細い支線の用水路流れていた、北から南に流れていた記憶があるんですけども、そうすると、この成果品の調べだと、逆に水が下っているという調査結果ということなんですかね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

ちょっと図面見づらいところあるかもしれませんが、矢印でなっている部分あるかと思うんですが、これが水の流れる方向ということでございます。

以上です。

（水路について発言する者あり）

○古橋智樹委員

それと、先ほど言ったフルーツラインの用水路ですよ。

（水路について発言する者あり）

○古橋智樹委員

それはもともとの、設楽さんがよく質問している、神立からの水を運ぶだけの、踏切通って、って、新生に流れる……。

（水路について発言する者あり）

○古橋智樹委員

用水路ということですかね。

だから、実質的には、その用水路は排水路としての役目はなしていなかったと。水量も少ない。そういうことですかね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

委員長のおっしゃるとおりです。

○古橋智樹委員

分かりました。

○佐藤文雄副委員長

じゃ、ここで委員長交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

ほかに。

よろしいですか。

(調整池について発言する者あり)

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

ありがとうございました。

○古橋智樹委員長

次に、閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査の申出案についてお目通し願いますけれども。

○古橋智樹委員長

お諮りいたします。

閉会中の申出書はタブレットに出したんですか。ございますか。

確認いただけましたか。

何ら特段加えたものとか、削ったものは、いつもどおりですね。

お目通しよろしいですかね。

お諮りいたします。

本案のとおり議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

異議がありませんので、それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

次に、その他でございますが、令和2年度産業建設委員会における行政視察についてを議題といたします。

去る11月20日金曜日に開催された議会運営におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、令和2年度の委員会における行政視察については各委員会で実施中止の判断を決定されるよう求められております。

これより令和2年度産業建設委員会行政視察につきまして、ご意見等をお願いいたします。

どなたかご意見等はございませんか。

○矢口龍人委員

大分コロナも出るようなので、ここは中止ということで了解いただきたいと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ほかにございませんので、ただいまのご意見等を踏まえまして、令和2年度産業建設委員会行政視察につきまして中止とすることにご異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

決定事項については、12月15日火曜日に開催される議会運営委員会において本職から報告したいと思っておりますので、ご承知おき願います。

次に、茨城県市議会議長会主催による令和2年度第2回議員研修会の出席者の選出についてを議題といたします。

来る令和3年2月5日金曜日、茨城県市議会議長会主催による令和2年度第2回議員研修会が水戸市ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸を会場に開催されますことから、各常任委員会からそれぞれ出席者1名を選出されるよう求められております。

これより本研修の出席者につきましてご意見等をお伺いいたします。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

(出席者について発言する者あり)

○古橋智樹委員長

ただいま岡崎委員から、久松委員を本研修の出席者に推薦するのご意見がございました。

それでは、久松委員を本研修の出席者とし、議長に報告することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、ないようでございますので、以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時40分